

## 仕 様 書

この仕様書は、公立大学法人大阪府立大学（以下「大阪府立大学」という。）と公立大学法人大阪市立大学（以下「大阪市立大学」という。）が同一の販売業者から同一の PPC 用紙を共同で購入するにあたり実施する入札における仕様事項を定めたものである。

1. 件 名 大阪府立大学及び大阪市立大学における PPC 用紙の購入に係る単価契約

2. 規 格 (1) サイズ

	B5	A4	B4	A3
形態	500 枚×5 包/箱	500 枚×5 包/箱	500 枚×5 包/箱	500 枚×3 包/箱

(2) グリーン購入法に基づく総合評価値が 80 以上であること。

(3) 坪量 64~70 g / m<sup>2</sup>・白色度 65~70%程度であること。

(4) 傷、汚れがなく、切り口にバリ等による密着のない用紙であること。

3. 発注方法等 (1) 大阪府立大学においては、次のとおり発注する。

①中百舌鳥キャンパス

原則として、各所属分を納品検収センターが取りまとめて発注する。納入日については、原則、月 1 回の指定日とする。ただし、緊急時の納入については、別途協議するものとする。

②羽曳野キャンパス・りんくうキャンパス・大阪府立大学工業高等専門学校

各キャンパス・大阪府立大学工業高等専門学校から、随時、「別表 1」の納入予定回数のおり発注する。

(2) 大阪市立大学においては、次のとおり発注する。

①発注は、『別表 2』の各所属単位で行い、最低発注単位は 1 箱とする。

②納入日については、原則、週 1 回の指定日とする。

ただし、緊急時又は契約期間最終月の最終週の納入日については、別途、協議するものとする。

4. 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

5. 数 量 ※数量は予定発注数であり、増減するものとする。

用紙	B5	A4	B4	A3
大学名	(500 枚×5 包/箱)	(500 枚×5 包/箱)	(500 枚×5 包/箱)	(500 枚×3 包/箱)
大阪府立大学	8 2 箱	4, 7 5 7 箱	1 4 2 箱	9 1 1 箱
大阪市立大学	1 5 6 箱	4, 5 2 7 箱	2 7 5 箱	9 3 2 箱
合 計	2 3 8 箱	9, 2 8 4 箱	4 1 7 箱	1, 8 4 3 箱

6. 納品先 (1) 大阪府立大学においては、『別表1』のとおりとする。  
大阪府立大学の納品場所は、中百舌鳥キャンパス、羽曳野キャンパス、りんくうキャンパス及び大阪府立大学工業高等専門学校における大阪府立大学の指定する場所とする。  
なお、大阪府立大学の中百舌鳥キャンパスにおいては、納品検収センター（B4棟西隣）で検収を受けた後、同大学の指定する場所（別表1『納品場所』）に納品すること。また、納品場所はあくまでも予定であり、契約期間中に移転等があった場合も対応すること。
- (2) 大阪市立大学においては、『別表2』のとおりとする。  
納品場所はあくまでも予定であり、契約期間中に移転等があった場合も対応すること。
7. 契約の締結 契約物品及び契約単価は、大阪府立大学及び大阪市立大学ともに同一とし、契約については、落札者はそれぞれの大学と締結する。
8. その他 (1) 大学毎の条件については、それぞれの大学の契約書のとおりとする。  
(2) 本調達には、運搬、納入等に伴う全ての諸費用を含むものとする。  
(3) 納入に際しては、細心の注意を払い、建物等に損傷を与えないこと。  
(4) 単価契約金額は、入札書（又は内訳書）に記載された単価金額に当該金額の100分の8を加算した金額とする。なお、加算した金額が1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を税込み単価とする。
- (5) 大阪府立大学におけるその他の項目  
①物品搬入に際しては、大阪府立大学「グリーン配送等の条件」によること。  
②納入にあたっては、事前に担当者に連絡し、その指示に従うこと。また、台風等による悪天候の場合は、協議の上、納品日を変更することができるものとする。  
③契約の履行に当たり、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところによる暴力団員等からの妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務については、特記仕様書のとおりとする。  
④請求は、月毎にまとめて財務課納品検収センターへ行うこと。
- (6) 大阪市立大学におけるその他の項目  
①契約後の疑義はすべて大阪市立大学の解釈による。  
②納入時間は午後12時から午後12時45分までを除く時間帯とし、事前に担当者に連絡した上、その指示に従うこと。  
③本調達については、暴力団等の排除に関する特記仕様書兼特記事項のとおり大阪府と同様の措置を講じる。  
④代金の請求は、納入数量（又は履行確認数）に品目毎の単価契約金を乗じて得た額を合計し、納入毎に各所属へ請求すること。

9. 本仕様書に関する問合せ先

(1) 大阪府立大学に関する項目

堺市中区学園町1番1号

公立大学法人大阪府立大学 財務課納品検収センター 担当 中林

電話・FAX072-254-9673

(祝日を除く月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで)

(2) 大阪市立大学に関する項目

大阪市住吉区杉本3丁目3番138号

公立大学法人大阪市立大学 法人運営本部管理課 契約担当 小倉

電話：06-6605-2042 FAX：06-6605-3110

(祝日を除く月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで)